

発委第2号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年3月17日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 なかじま和代

説 明

この案を提出するのは、議員の報酬月額の設定に関し、長久手市議会の議員
の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するため必要が
あるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和54年長久手町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条、第7条関係） 【別記1 参照】 備考（略）	別表（第3条、第7条関係） 【別記1 参照】 備考（略）

【別記1】

改正後

区分	議員報酬月額	旅費					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1夜 につき) 甲 地 方	乙 地 方
議長	49万6,000円	長久手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和41年長久手町条例第3号）の規定による市長に支給する旅費の額に相当する額					
副議長	43万円						
常任委員会 (予算決算 委員会を除 く。以下同 じ。) 委員	37万8,000円						

長及び議会 運営委員会 の委員長	
常任委員会 及び議会運 営委員会の 副委員長	37万3,000円
議員（議長、 副議長、常 任委員会及 び議会運営 委員会の委 員長並びに 副委員長を 除く。）	36万8,000円

改正前

区分	議員報酬月額	旅費					
		鉄道賃 及び船 賃	航空賃	車賃	日当 (1 日に つき)	宿泊料 (1夜 につき) 甲 地 方	乙 地 方
議長	49万5,000円	長久手市特別職の職員で常勤のもの給 与及び旅費に関する条例（昭和41年長久 手町条例第3号）の規定による市長に支給 する旅費の額に相当する額					
副議長	42万9,000円						
常任委員会 (予算決算	37万7,000円						

委員会を除く。以下同じ。) 委員長及び議会運営委員会の委員長	
常任委員会及び議会運営委員会の副委員長	37万2,000円
議員(議長、副議長、常任委員会及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長を除く。)	36万7,000円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。